

令和8年度在外邦人の子に対する
教科書無償給与に係る調査研究
総合評価基準

令和8年10月26日
文部科学省総合教育政策局国際教育課

本資料は、文部科学省総合教育政策局が調達する令和8年度在外邦人の子に対する教科書無償給与に係る調査研究に関する入札の評価基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

令和 8 年度在外邦人の子に対する
教科書無償給与に係る調査研究に関する
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方針 【50点】	25	25
●	1-1 調査研究目的及び趣旨との整合性	10	10
	* 1-1-1 仕様書記載の調査研究内容について、全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	10
	* 1-1-2 偏った調査研究内容となっていないこと。	5	—
●	1-2 調査研究内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1 調査研究手法が妥当であること。事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。	10	10
●	1-3 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。	5	5
	2 組織の経験・能力【20点】	15	5
	2-1 組織の事業実施能力	15	—
	* 2-1-1 事業の実施に必要な人員・組織体制が整っていること。	5	—
	* 2-1-2 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。	5	—
	* 2-1-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	—
	2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制	—	5
	2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	—	5
	3 業務従事予定者の経験・能力【20点】	10	10
	3-1 業務従事予定者の類似事業業務の経験	—	5
	3-1-1 過去に在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る類似の調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の実施内容に関する専門知識・適格性	10	5
	* 3-2-1 実施内容に関する知識・知見を有していること。	10	—
	3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。	—	5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標【5点】	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕		
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	—	5
	○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。		
	○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けている		

	こと。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]	—	5
	5-1 賃上げの表明	—	5
	以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする) 5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	—	5
	合 計 [100点]	50	50

※ 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

令和 8 年度在外邦人の子に対する 教科書無償給与に係る調査研究に係る 加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れて いる	優れている	やや優れて いる
1	事業の内容及び実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
	* 1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
	* 1-3-1 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2	組織の経験・能力			
	2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	5	3	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が過去に在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る類似の調査研究を行った実績について	5	3	1
	3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点 が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
	・プラチナえるぼし認定企業		5	
	・認定段階3		4	
	・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
	・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
	・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		1	
	○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			

	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 ・くるみん認定④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準） ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定） ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定） ・行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が 1 0 0 人以下のものに限る） 	5 4 3 3 3 2 1
	○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	4
5 賃上げを実施する企業に関する指標		5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。
5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「『総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について』（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。		5 5

（注） 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること